

会 議 録

会議の名称	第78回行田市都市計画審議会
開催日時	平成29年6月28日(水) 開会：午後2時 閉会：午後3時
開催場所	行田市産業文化会館2階 第2会議室
出席者(委員) 氏名	大関守宏 朽木 宏 大野久美子 小川雅以 田尻 要 高橋弘行 梁瀬里司 江川直一 吉澤 隆 鈴木紀之 (名簿順・敬称略) ※幹事 藤原都市整備部長 五十幡都市計画課長
欠席者(委員) 氏名	三ツ木 久 (敬称略)
事務局・担当課	【都市計画課】 黒澤主幹 金古主査 本間主査 峰川主事 吉田主事
会議内容	議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について(諮問) 議第2号 行田都市計画公園の変更について(諮問)
会議資料	(資料名・概要等) ① 次第 ② 資料1 行田都市計画生産緑地地区の変更(案)(行田市決定) ③ 説明資料(生産緑地地区制度について) ④ 資料2 行田都市計画公園の変更(案) ⑤ 説明資料(「行田都市計画公園の変更」) ⑥ 行田市都市計画審議会条例 ⑦ 行田市都市計画審議会名簿 ⑧ 行田市都市計画審議会 会議傍聴要領
その他必要 事項	傍聴人5名

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認 <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小川会長あいさつ <p>3 議事</p> <p>審議</p> <p>議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月16日付け行都第214号にて、市長より行田都市計画生産緑地地区の変更、及び行田都市計画公園の変更について、それぞれ諮問があった。 ・はじめに議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について、幹事に説明を求める。 <p>五十幡幹事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更について、担当より説明させていただく。 <p>■ 資料1を用い、担当から説明</p> <p>小川会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の買取申し出について、現在までに公共用地として買い取った事例はあるのか。 <p>五十幡幹事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用地として1地区買い取った事例がある。都市計画道路常盤通佐間線の計画予定地について、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買取申出を受け、先行買収として取得した経緯がある。 <p>小川会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のほうで、このような状況ならば買い取るといった、基本的な考え方はあるのか。 <p>五十幡幹事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課への意見聴取を行うとともに、周辺地域の既設公園の規模・設置数等のバランスを鑑みて、買い取るかどうか判断している。また、将来的に防災面において有効な土地であるか等も判断基準となっている。 <p>高橋委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業従事の買い取り希望なしとあるが、買い取りの出来る者は農業従事者のみか。 <p>五十幡幹事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該緑地は田として登記されていることから、農業従事者のみが買い取り希

	<p>望対象者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買い取り希望者がなく、行為制限解除（今回は平成 29 年 1 月 26 日）以降であれば、農業従事者以外のものでも当該土地を購入することが出来るようになる。
<p>小川 会 長</p>	<p>採決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、議第 1 号 行田都市計画生産緑地地区の変更について採決に移らせていただく。 ・原案のとおり可決することに異議はないか。 <p style="text-align: center;">（意義なし）</p>
<p>小川 会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、議第 1 号 行田都市計画生産緑地地区の変更については全会一致により、原案のとおり可決させていただく。
<p>五十 幡 幹 事</p>	<p>審議</p> <p>議第 2 号 行田都市計画公園の変更について（諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第 2 号 行田都市計画公園の変更について、担当より説明させていただく。 <p>■ 資料 2 を用い、担当から説明</p>
<p>江 川 委 員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほどの説明の中で、自治会の意見を聞いているとのことだったが、市民からはどのような意見・要望があったのか。また、それらの意見・要望を取り入れていることがあれば説明を求める。
<p>五十 幡 幹 事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画について、平成 27 年 11 月に第 1 回地元説明会を開催するとともに、公園内における自治会館の取扱いや新しい公園施設等について、地元の建設推進委員会及び自治会代表者との協議を行った。約 10 回の協議を経て、自治会館については岩崎電気株式会社の南側の用地へ移転することで、地元の了解を得た。 ・駅前広場の再整備については、自動車・自転車・歩行者間における動線の確保を目的としており、県関係部署及び県警察との協議の結果、現在の整備計画

江川委員	<p>になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回廃止する公園については、地元で開催する祭り等の催しの会場としての利用が見受けられるが、代替公園には地元の意見として、何か反映されているのか。
五十幡幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・本年7月に当該公園で地元開催の祭りが予定されている。地元の意見として、自治会館と公園との一体利用が望ましいとのことから、代替公園と移転する自治会館との間に、広場としてのスペースを設けることを考えている。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・壱里山公園移設予定地について、現在の場所で確定なのか。
五十幡幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・移設予定地については、地元で了解を得た中で現在の約 1300 m²の計画予定地で確定としている。
梁瀬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の旧吹上北新宿方面水路側に位置しているごみ・リサイクル置き場は、どこに移設される予定なのか。
五十幡幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備にあたり、地元として管理しやすい自治会館の脇へ移設してほしいとの意見があり、調整を行い自治会館移設予定地の脇へ移設する計画となっている。
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・計画用地は大部分が道路に面しているが、公園として想定する利用者の年齢層・利用規模を踏まえた施設整備・交通安全対策は図られているか。
五十幡幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・代替公園を整備するにあたり、遊具等の施設について、地元と協議・調整を行った。基本的な考えとして、現在の壱里山公園にある各施設の移転を前提としている。また、高齢利用者のための健康遊具、新たな遊具としてブランコ・鉄棒の新設、暑さ対策としてパーゴラの設置を予定している。 <p>また、安全対策については、公園用地から直接道路へ飛び出ることのないよう、低木の植栽帯を設置し、出入り口を絞る対応を予定している。また、駅利用等の歩行者についても、公園内に園路を設けることで、駅までの安全な通行を確保する計画となっている。</p>
高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の安全対策は何か考えているか。
五十幡幹事	<ul style="list-style-type: none"> ・LEDの園内灯を3基設置予定である。また、現時点で設置されている街路灯との併設となるため、十分な明るさを確保できると考えている。
吉澤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の都市公園はJR行田駅の前に0.5ヘクタールで位置づけられているが、その内壱里山公園としての利用は、全体の半分弱の面積であり、大部分が東口駅前広場という状況である。また、行田市の第5次総合振興計画・都市計画マ

<p>五十幡幹事</p>	<p>スタープラン・行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画等に基づき、JR行田駅前を市西部の交通結節点として再整備するとのことであった。</p> <p>そこで、一点目に現在の駅前広場を拡張するような計画があるのか。現在は公共施設のような利用もみられるが、都市計画決定をせず、区割りは変えずに整備をしていくのか。二点目に、公園施設としての駅前広場の位置づけを、道路の一部として位置づける予定はあるか。</p> <p>・一点目については、今回の議題で壱里山公園約0.2ヘクタールを含めた、全面積0.5ヘクタールを都市計画上の変更区域としており、その内の駅前広場整備面積は約3,700㎡として計画している。整備面積については、自動車・自転車・歩行者の動線や安全の確保、バス・タクシーの乗降スペース確保等を考慮したものである。</p> <p>二点目については、現在都市計画決定されている0.5ヘクタールの面積分はすでに市有地であり、建築等の土地利用の制限をかける必要がないため、都市計画決定はせず、道路認定というかたちで整備したいと考えている。</p>
<p>小川会長 五十幡幹事</p>	<p>・今回移設予定の土地は、これから市で買収していくのか。</p> <p>・当該地は市有地であり、一部を駐輪場として活用してきた土地でもある。</p>
<p>小川会長</p>	<p>採決</p> <p>・それでは、議第2号 行田都市計画公園の変更について採決に移らせていただく。</p> <p>・原案のとおり可決することに異議はないか。</p> <p style="text-align: center;">(意義なし)</p>
<p>小川会長</p>	<p>・それでは、議第2号 行田都市計画公園の変更については全会一致により、原案のとおり可決させていただく。</p> <p>本日の議事については、これで結審とさせていただきます。</p> <p>審議終了</p> <p>4 その他</p> <p>・前回審議事項(行田都市計画生産緑地地区の変更(太井第19・31・33・35号生産緑地地区))の告示日(平成28年11月28日行田市告示第336号)について報告</p>

<p>江川委員 藤原幹事 五十幡幹事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地・農地と生産緑地の関係について、その違いは何か。 ・生産緑地については、生産緑地法に基づく制限があり、都市緑地・農地というものはそれより大きな括りと考えられる。 ・生産緑地法の改正があり、現在の500㎡以上の面積が生産緑地の指定要件であったが、市の条例に委ねられ300㎡まで引き下げることが可能になった。 <p>本市では当初年度指定時、長野5丁目の区画整理時、南河原村合併時に現在の生産緑地が指定された。その中で当初指定から30年経過した生産緑地は、平成34年には買取申し出の要件が解除となることから、国・県も含めた法令の見直しが随時行われている。市条例による要件緩和については、国・県・近隣市の動向にも注視しながら対応していく考えである。</p> <p>5 閉会</p>
-------------------------------------	--